

北海道文教大学大学院長期履修学生に関する規程

(平成 27 年 3 月 26 日 則 第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北海道文教大学大学院学則(平成 14 年 12 月 19 日 則 第 37 号。以下「大学院学則」という。)第 10 条の 3 第 2 項の規定に基づき、北海道文教大学大学院における長期履修学生の取扱いに関し必要な事項を定める。

(対象となる学生)

第 2 条 長期履修学生を願い出できる者は、次の各号の一に該当する者で、標準修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望した者とする。

- (1) 職業を有している者(自営業、臨時雇用、非常勤等を含む。)
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) その他本学大学院において前 2 号に準ずると認められた者

(長期履修の期間)

第 3 条 長期にわたる教育課程を履修することができる期間は、大学院学則第 8 条に規定する期間以内とする。

2 休学期間は、長期履修期間には算入しない。

(申請手続き)

第 4 条 長期履修を希望する新生は入学手続き時に行うものとする。また、在学生にあつては、1 年次の後期が終了する 2 月末までに次の各号に定める申請書類を研究科長に提出する。

- (1) 長期履修申請書(別紙様式 1)
- (2) 在職証明書又は在職が確認できる書類(職業を有している場合)
- (3) 家事従事、育児又は介護等に従事している者の申立書(様式任意)

(履修期間の変更)

第 5 条 長期履修学生が、許可された履修期間の短縮又は延長を希望するときは、長期履修期間短縮願(別紙様式 2)又は長期履修期間延長願(別紙様式 3)を所属する研究科長を経て、学長に願い出なければならない。

2 許可された履修期間の変更は、在学中 1 回限りとする。ただし、修了予定年次開始後の変更はできないものとする。

(学費等の納入)

第 6 条 申請が許可された学生は、長期履修学生の所定の学費等を各学期の納入期限までに納入する。又短縮を許可された学生は、すでに納入済みの学費等を除いた残りの学費等を各学期の納入期限までに納入する。

(学費等の算定)

第7条 長期履修を許可された学生が納入する1年間の学費等は、別途「北海道文教大学大学院
長期履修学生の学費等納付に関する取扱規程」に定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修の取扱いに関し必要な事項は、大学院委員会の
議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

長期履修申請書

令和 年 月 日

北海道文教大学長 殿

_____ 研究科

_____ 専攻

ふりがな

氏名 _____ 印

下記のとおり、長期履修を希望するので申請します。

記

受験番号 (学籍番号)		
入学年月	卒業・修了希望年月	履修期間
令和 年 月	令和 年 月	年
在学中の勤務先名(職種)	()	
在学中の勤務先所在地	〒 _____	TEL ()
申請理由(長期履修の必要性・長期履修計画)		
長期履修の必要性： _____ _____ _____ _____ _____ 長期履修計画： _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____		
指導(予定) 教員の意見	_____	

指導(予定)教員氏名 _____ 印		

(別紙様式 2)

長期履修期間短縮願

令和 年 月 日

北海道文教大学長 殿

_____ 研究科

_____ 専攻

ふりがな

氏 名 _____ ⑩

下記のとおり長期履修期間を短縮したいので、許可願います。

記

学 籍 番 号	
入 学 年 月	令和 年 月
当初の修了年月	令和 年 月
当初の履修期間	年
短縮後の修了年月	令和 年 月
短縮後の履修期間	年
短 縮 理 由	
短縮後の履修計画	
指 導 教 員 の 意 見	
	指導教員 氏 名 印

(別紙様式 3)

長期履修期間延長願

令和 年 月 日

北海道文教大学長 殿

_____ 研究科

_____ 専攻

ふりがな

氏 名 _____ ⑩

下記のとおり長期履修期間を延長したいので、許可願います。

記

学 籍 番 号	
入 学 年 月	令和 年 月
当初の修了年月	令和 年 月
当初の履修期間	年
延長後の修了年月	令和 年 月
延長後の履修期間	年
延 長 理 由	
延長後の履修計画	
指導教員の意見	
	指導教員 氏 名 印